

令和 2 年 7 月市議会臨時会 教育厚生委員会資料

第 107 号議案 令和 2 年度長崎市一般会計補正予算（第 9 号）

目 次

【4 款 衛生費】

説明書  
記載頁

妊産婦新型コロナウイルス感染症対策費（4.1.3）…………… P1～3 （P18～19）

こ ども 部

中央総合事務所

東 総合事務所

南 総合事務所

北 総合事務所

令和 2 年 7 月



予 算 説 明 書					事 業 名	補 正 額
ページ	款	項	目	番号		
18~19	4 衛生費	1 保健衛生費	3 母子保健 対策費	1-1	妊産婦新型コロナウイルス感染症 対策費	千円 61,944

## 1 概 要

新型コロナウイルス感染症の流行により、妊産婦は日常生活等が制約され、自身のみならず胎児・新生児の健康等について、強い不安を抱えて生活をしている状況にある。

とりわけ、感染が確認された妊産婦は、出産後も一定期間母子分離を強いられるなど、メンタルヘルス上の影響が懸念される。また、予定していた里帰り出産が困難となり、家族等による支援を得られず孤独の中で産褥期を過ごすことに不安を抱える妊婦も存在する。

そのため、国の二次補正予算を活用し、新型コロナウイルス感染症の流行下における妊産婦への寄り添った支援を総合的に行う。

さらに、里帰り出産等ができず不安を抱える妊産婦に対し、特に産後の育児等支援が必要な時期については、市の単独事業として育児等支援サービスを追加して提供する。

## 2 事業内容

### (1) 不安を抱える妊婦への分娩前のウイルス検査 37,279千円

ア 内 容 不安を抱える妊婦がかかりつけ産婦人科医と相談し、本人が希望する場合に、分娩前にPCR等のウイルス検査を受けるための費用を助成する。

イ 対 象 者 新型コロナウイルス感染症に不安を抱え、検査を希望する妊婦  
1,863人(令和元年度母子健康手帳交付数2,795人×8/12月)

ウ 実施方法 【県内統一して実施するため、長崎県が調整中】

エ 実施件数 1,863人×1回=1,863件

オ 委託検査料 20,000円【国庫補助基準額】

カ 事業費内訳 委託料(検査費用) @20,000円×1,790件 35,800千円

扶助費(検査費用償還払い) @20,000円×73件 1,460千円

その他経費(消耗品費、郵送料) 19千円

### (2) ウイルスに感染した妊産婦への支援 505千円

ア 内 容 新型コロナウイルスに感染した妊産婦に対し、退院後、妊産婦が希望した場合、助産師や保健師等が自宅への訪問や電話等により不安や孤立感の解消、育児技術の提供など寄り添った支援を実施する。

イ 対 象 者 新型コロナウイルスに感染した妊産婦 10人

((1)の実施件数×長崎県の6/15現在の行政検査陽性出現率0.56%)

ウ 実施方法 助産師等が訪問などにより、健康面の相談や育児に関する保健指導等の支援を行う。

エ 実施件数	10人×4回=40件		
オ 委託料	訪問1回あたり 12,000円(衛生用品費、交通費含む)		
カ 事業費内訳	委託料(助産師等)	@12,000円×40件	480千円
	その他経費(消耗品費・郵送料)		25千円

(3) オンラインによる保健指導等 2,127千円

ア 内容	新型コロナウイルス感染拡大防止のため、妊産婦が育児等に係る知識や技術を取得する両親学級等が中止となったり、また感染症への懸念から相談窓口への訪問を躊躇する場合もあることから、不安を抱えた妊産婦に、オンラインで両親学級や保健指導等ができるよう環境を整備する。		
イ 対象者	外出が困難な妊産婦等		
ウ 実施方法	本庁及び各総合事務所にそれぞれインターネット環境の整備及びパソコン等を購入し、オンラインで両親学級や保健指導等を行う。		
エ 実施場所	本庁及び各総合事務所		
オ 事業費内訳	備品購入費(パソコン等)	5台分	1,512千円
	役務費(回線工事・通信料)		484千円
	使用料及び賃借料(ウェブ会議ソフト)		131千円

(4) 育児等支援サービスの提供 22,033千円

ア 内容	帰省して分娩し、実家からの育児・家事援助等を受けながら産前・産後期を過ごす予定であった妊産婦は、里帰りが不可となったことにより、生活面で不安を抱えている状況にあることから、里帰りをしなくても安心して産前・産後期を過ごせるよう、民間の育児等支援サービスの利用に係る費用を助成する。		
イ 対象者	里帰り出産等ができなかった妊産婦	55人	(里帰り出産見込み110人の1/2)
ウ 実施方法	民間の育児等支援サービスを利用した際の利用料を償還払いにより助成する。		
エ 利用期間	出産前後の6か月間		
オ 利用回数	月4回 ただし、産後2か月間は月12回の利用が可能。 (市の単独事業として、産後2か月までに里帰りを終了される方が多いことから、特に支援の必要な期間とし、週3日程度(月12回)の利用ができるようにする。)		
カ 実施件数	55人×月4回×6か月=1,320件【国庫補助対象分】 55人×月8回×2か月=880件【市単独分】		
キ 助成額	1回当たり 上限 10,000円【国庫補助基準額】		
ク 事業費内訳	扶助費(利用料償還払い)		
	【国庫補助対象分】	@10,000×1,320件	13,200千円
	【市単独分】	@10,000×880件	8,800千円
	その他経費(消耗品費・郵送料)		33千円

### 3 事業費内訳

(単位:千円)

事業費 (合計)	こども部	総合事務所				
		計	中央	東	南	北
61,944	60,225	1,719	375	430	457	457

### 4 財源内訳

事業費	財源内訳				
	国庫支出金※	県支出金	地方債	その他	一般財源
千円	千円	千円	千円	千円	千円
61,944	61,944	—	—	—	—

※国庫補助率

- 1 母子保健衛生費国庫補助金 (1)委託料・扶助費 37,260 千円及び(2) 10/10  
(3)備品購入費等導入に係る経費 1,871 千円 1/2  
(4)扶助費 13,200 千円 1/2
- 2 地方創生臨時交付金 (1)・(3)・(4) 国庫補助対象分を除く 10/10